

受傷事故発生の報告について

《手順》

1. 受傷事故発生後（医療機関受診後）に速やかに高齢障がい福祉課へ電話での第一報を連絡してください。
2. 医療機関受診後で概ね受傷事故発生から1週間以内に報告書を提出してください。提出については、高齢障がい福祉課へご持参いただくか、郵送またはメールにより提出してください。

※受傷事故が発生した場合は施設サービスを除き、「市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に報告し必要な措置を講じること」が運営基準で定められています。

（施設サービスの場合は「市町村、利用者の家族」のみ）

○報告書提出先

住所：〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市民生部高齢障がい福祉課

電話番号：0229-23-6125

E-mail：kourei@city.osaki.miyagi.jp

受傷事故発生の報告について

≪報告範囲≫

1.サービスの提供中に発生した重症又は死亡事故

- ・従事者等の故意または過失の有無にかかわらず、外部の医療機関で治療を受けた場合（施設内の同程度の治療を含む）
- ・ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合、利用者に見舞金や賠償金を支払う場合
- ・利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性がある場合

2.食中毒及び感染症等の発生

- ・法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故

3.職員（従業員）の法令違反・不祥事件等

- ・利用者の処遇に影響があるものとする

4.その他、報告が必要と認められる事故

≪報告様式≫

事故報告書様式（ホームページ掲載）

※内容が具備されていれば事業所で使用している様式でも構いませんが、事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、可能な限り指定様式を活用をお願いします。

受傷事故発生の対応について

○損害賠償について

運営基準では、各事業所で万が一に備えて「損害賠償保険加入する」か「賠償資力を有する」ことが望ましいとされています。また、結果的に死亡に至った事故も発生しており、賠償責任を問われる事態も考えられることから、万が一に備えての体制整備をお願いいたします。

一般的に利用者及びその家族は受傷時の医療費については「事業所に請求しにくい」という意識が働いていることも想定されることから、事故原因の分析や保険会社と相談し、利用者及び家族が不利益を被らないような配慮が必要です。

※運営基準においては、『利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。』と定められています。

○利用者及び家族への対応について

前述のような金銭的な面を含め、サービス提供を受けている利用者及びその家族は、残念ながら未だ「介護保険制度による契約を通じた対等な関係」となっているとは感じておらず、「今後のサービス提供の継続を念頭に我慢」している状況も散見されます。利用者及びその家族が一方的に経済的・精神的に不利益を被らないよう、事故原因の分析を通して、利用者及びその家族と事業者がそれぞれ不信感を抱かないよう納得するまで話し合しましょう。

○再発防止について

受傷事故発生後は、事故防止検討委員会（特養・老健での呼称）等を早期に立ち上げ、「事故発生原因の究明、防止策の検討」を行い、事業に従事する全ての職員に周知し、共通理解を図ることにより「受傷事故0（ゼロ）の事業所づくり」を目指しましょう。